国立大学法人京都大学内部監査規程新旧対照表

改正前	改正後
第１章　総則	第１章　総則
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）における業務及び会計に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。	第１条　この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）における業務及び会計に関する内部監査（内部統制の検証を含む。以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。
（中　略）	
（監査の目的）	（監査の目的）
第２条　監査は、本学の業務運営並びに会計処理及び予算の執行について、適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。	第２条　監査は、本学の業務運営並びに会計処理及び予算の執行について、適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言及び提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。
（中　略）	
（監査の区分）	（監査の区分）
第５条　監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。	第５条　　（同　左）
２　定期監査は、毎年度実施する。	２　定期監査は、次条に定める監査年次計画書に基づいて実施する。
３　（略）	３　　（同　左）
第２章　監査の計画	第２章　監査の計画
（監査年次計画書）	（監査年次計画書）
第６条　担当副理事は、監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度ごとに作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。	第６条　担当副理事は、定期監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度ごとに作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。
（監査実施計画書）	（監査実施計画書）
第７条　担当副理事は、監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。	第７条　　（同　左）
２　前項の場合において、担当副理事は、前条ただし書の臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ総長に承認を得なければならない。ただし、担当副	２　担当副理事は、臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ総長に承認を得なければならない。ただし、担当副理事が特に緊急を要すると判断し

理事が特に緊急を要すると判断したとき等、あらかじめ総長の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について総長に報告するものとする。 （中　略） （監査員等の義務） 第１１条 ２ ３　（略） （後　略）	たとき等、あらかじめ総長の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について総長に報告するものとする。 （監査員の義務） 第１１条 ２ ３　（同　左） 附　則（令和８年１０月総長裁定） この規程は、令和８年１０月２７日から施行する。